

景観整備機構

H17.7 連合会からWG参加要請：静岡、富山、山口の3建築士会

- 景観法のしくみを活用したい
- 景観まちづくりに取り組んできた
- 景観をよくしたいという建築士(会)の意思表示

H18. 2.17 静岡県
H21. 8. 5 浜松市
H18.10.25 三島市
H22. 2. 8 富士市
H23. 4. 1 袋井市
H27. 9. 8 沼津市

23市12町の内 5市
(景観行政団体は19市)

景観整備機構の指定状況

H29.3.31 時点(69景観行政団体)
延べ99法人

50	建築士会(16建築士会)
7	士事協(茨城、埼玉、大阪)
25	NPO
8	造園
9	その他

静岡県の
景観行政団体
23市12町
のうち 21市3町
静岡市
浜松市
湖西市
磐田市
袋井市
掛川市
島田市
藤枝市
焼津市
牧之原市
富士市
富士宮市
沼津市
三島市
御殿場市
裾野市
伊豆の国市
伊豆市
熱海市
伊東市
下田市
長泉町
清水町
小山町

静岡県の
景観整備機構
建築士会 2
造園 2 NPO 1

景観整備機構がめざすこと

地域密着

景観責任

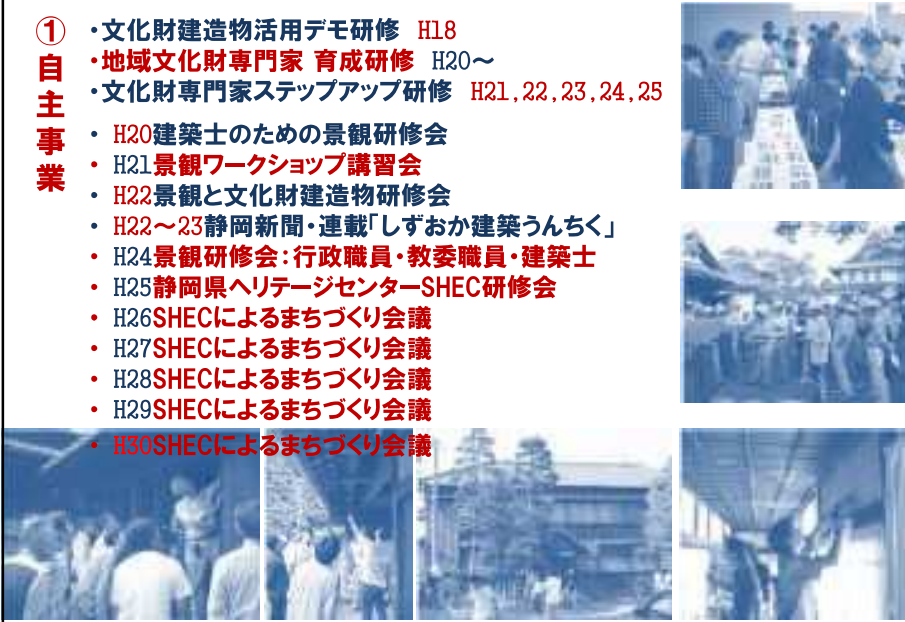
仕事連環

- ◆地元のことは地元で考え、地元の人たちが実践する。
- ◆地域を知り、地域に住み、地域をつくる建築士が地域の人たちと協働していく。
- ◆建築士会は景観整備機構になり、組織として美しい静岡県をつくっていく。
- ◆組織の構成員である建築士個人も、景観を良くしていく自覚と責任が課せられた。
- ◆機構の業務が建築士自らの仕事になっていくことをめざす。
- ◆仕事として定着し、各地域の仕事の場が輪となって連なっていく。

静岡県建築士会 景観整備機構（静岡県ヘリテージセンター-SHEC）

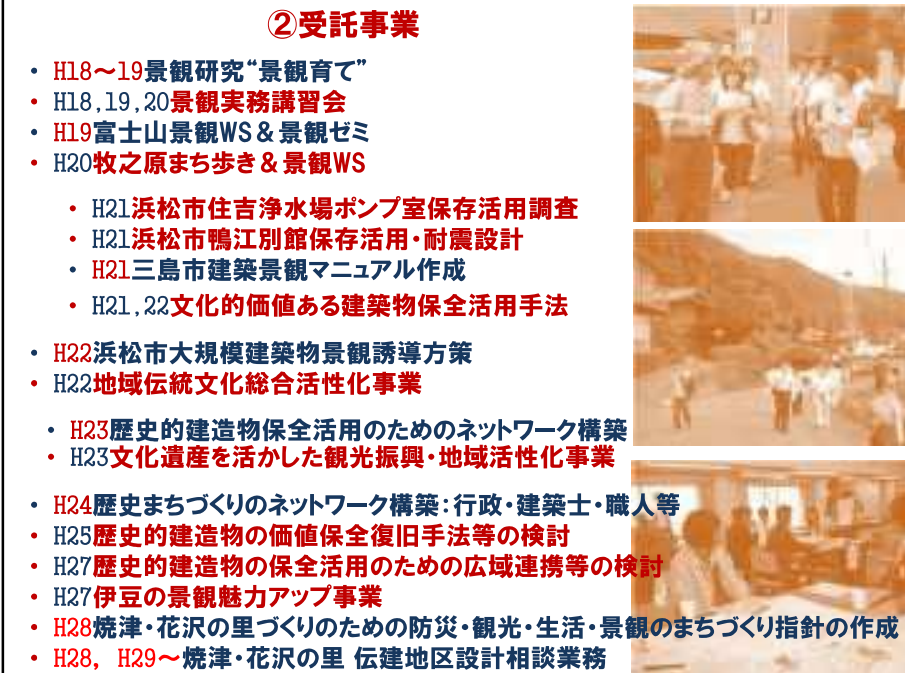
① 自主事業

- ・文化財建造物活用デモ研修 H18
- ・地域文化財専門家 育成研修 H20～
- ・文化財専門家ステップアップ研修 H21, 22, 23, 24, 25
- ・ H20建築士のための景観研修会
- ・ H21景観ワークショップ講習会
- ・ H22景観と文化財建造物研修会
- ・ H22～23静岡新聞・連載「しずおか建築うんちく」
- ・ H24景観研修会：行政職員・教委職員・建築士
- ・ H25静岡県ヘリテージセンターSHEC研修会
- ・ H26SHECによるまちづくり会議
- ・ H27SHECによるまちづくり会議
- ・ H28SHECによるまちづくり会議
- ・ H29SHECによるまちづくり会議
- ・ H30SHECによるまちづくり会議



② 受託事業

- ・ H18～19景観研究“景観育て”
- ・ H18, 19, 20景観実務講習会
- ・ H19富士山景観WS&景観ゼミ
- ・ H20牧之原まち歩き&景観WS
 - ・ H21浜松市住吉浄水場ポンプ室保存活用調査
 - ・ H21浜松市鴨江別館保存活用・耐震設計
 - ・ H21三島市建築景観マニュアル作成
 - ・ H21, 22文化的価値ある建築物保全活用手法
- ・ H22浜松市大規模建築物景観誘導方策
- ・ H22地域伝統文化総合活性化事業
 - ・ H23歴史的建造物保全活用のためのネットワーク構築
 - ・ H23文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
- ・ H24歴史まちづくりのネットワーク構築：行政・建築士・職人等
- ・ H25歴史的建造物の価値保全復旧手法等の検討
- ・ H27歴史的建造物の保全活用のための広域連携等の検討
- ・ H27伊豆の景観魅力アップ事業
- ・ H28焼津・花沢の里づくりのための防災・観光・生活・景観のまちづくり指針の作成
- ・ H28, H29～焼津・花沢の里 伝建地区設計相談業務



③その他事業

・**景観行政団体への働きかけ H18 ～ 現在**

静岡、浜松、下田、熱海、伊東、三島、沼津、裾野、御殿場、伊豆の国、伊豆、富士、富士宮、藤枝、焼津、島田、牧之原、掛川、袋井、磐田、湖西の各市

・**「建築静岡」景観整備機構・互版連載 H19・2月号～H29秋号で第80回**

・**景観整備機構 委員会 H18 ～ 現在**

・**コアスタッフ会議 H18 ～ H27**

・**全国大会交流プラザへの出展**

H19帯広 H20徳島 H21山形 H22佐賀



公益社団法人 静岡県建築士会 景観整備機構・受託事業の実績

(金額：千円)

年度*1	委託名	執行額	発注者
H18 (1,062)	景観研究:住民と建築士との協働による“景観育て”	973	静岡県企画部
	景観実務講習会*2 : 景観まち歩き&WS (新居町)	89	静岡県建設部
H19 (1,518)	景観研究:住民と建築士との協働による“景観育て”	1,178	静岡県企画部
	景観実務講習会 : 景観まち歩き&WS (川根町)	64	静岡県建設部
	富士山景観 WS&景観ゼミ	276	静岡県建設部
H20 (657)	景観実務講習会 : 景観まち歩き&WS (藤枝市)	254	静岡県建設部
	牧之原茶園・空港周辺地域まち歩き&景観 WS	403	静岡県建設部
H21 (22,415)	建築物等景観マニュアル作成	995	三島市
	旧住吉浄水場ポンプ室等保存活用検討調査	8,925	浜松市
	鴨江別館耐震基本実施設計 (歴史的・文化的価値調査、及び保存改修計画作成含む)	11,550	浜松市
	文化的価値ある建築物の保全活用手法検討調査*3	945	国土交通省
	(岡部宿本陣周辺整備計画作成)*4	—	(藤枝市)
H22 (4,743)	大規模建築物等の景観誘導方策検討業務	1,943	浜松市
	建築基準法特例制度を活用した歴史的建築物の保全・活用事業*3	1,600	国土交通省
	歴史的建築物の保全・活用による地域の活性化事業	1,200	文化庁
H23 (2,100)	歴史的建造物の保全・活用のための住民・行政・専門家によるネットワーク構築に関する調査・研究	1,000	(財)建築技術教育普及センター
	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	1,100	文化庁
H24 (5,100)	H24 歴史的風致維持向上推進等調査 歴史まちづくりのネットワーク構築検討調査	5,100	国土交通省
H25 (6,425)	H25 歴史的風致維持向上推進等調査 建築士等が災害時に歴史的価値保全復旧手法を提示する活動のためのマニュアル整備と、当該活動への参加意識調査を通じたマニュアルの実用性向上	6,425	国土交通省
H26 (0)	—	0	—
H27 (3,555)	平成27年度 伊豆の景観魅力アップ事業に伴う景観検討業務委託	2,755	静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課
	建築士と職人・行政及び広域の組織間連携による歴史的建造物の維持保全・活用・修復・復旧等のための体制整備に関する調査・研究 (歴史的建造物群・町並みのDB化の検討含む)	800	(財)建築技術教育普及センター

年度*1	委 託 名	執行額	発 注 者
H28 (500)	焼津・花沢の里づくりのための 防災・観光・生活・景観等に関するまちづくり指針の作成	500 *5	公益信託大成 建設自然・歴 史環境基金
	焼津・花沢の里 伝建地区設計相談業務 *6	0	花沢の里保存会
H29 ()	焼津・花沢の里 伝建地区設計相談業務	0	花沢の里保存会
H30 ()	近現代建築緊急重点調査 *7		文化庁 日本建築士会連 合会

*1 年度欄の()は受託金額の合計 単位:千円

*2 景観実務講習会他(2)については業務委託契約ではなく、ファシリテーターとしての報償費支払

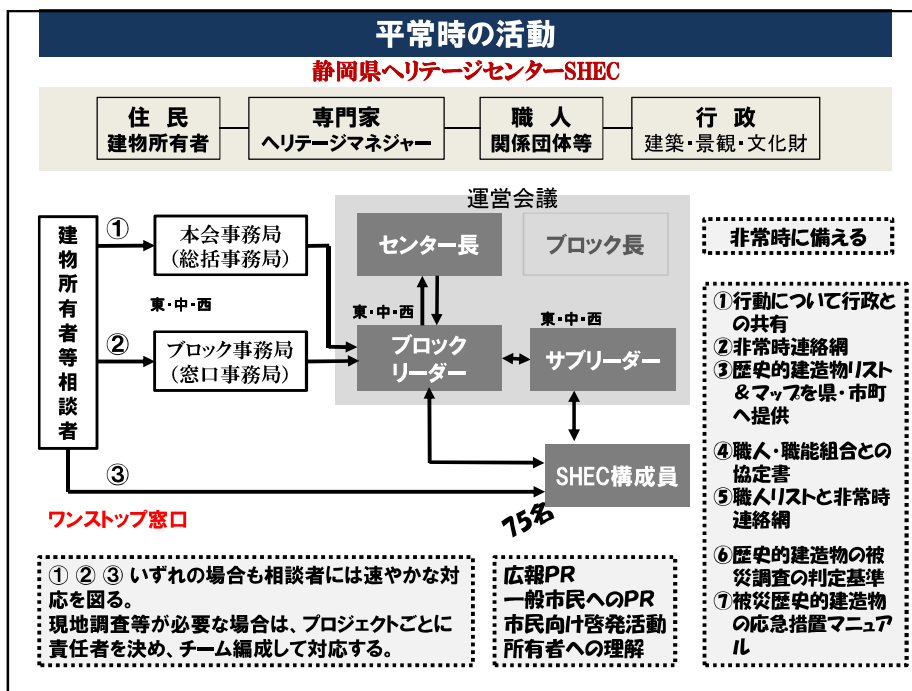
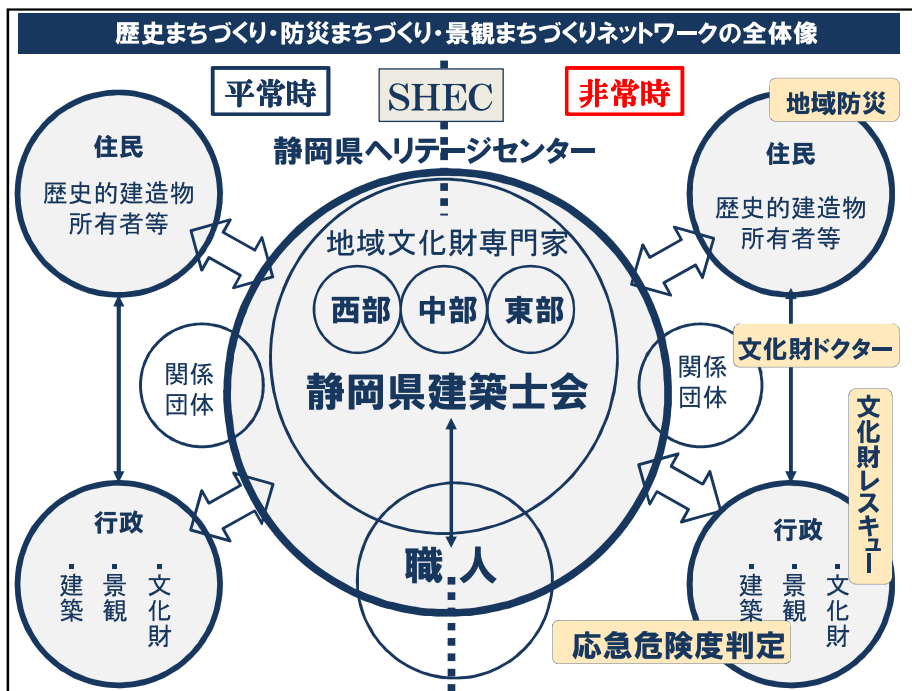
*3 公募による採択:静岡県建築士会、神奈川県建築士会、及び日本建築士会連合会が共同して受託
(H21,H22とも全体でそれぞれ 3,000 千円)

*4 7社指名プロポーザルを受け、書類提出・プレゼン・ヒアリング審査の結果、非採択

*5 事業期間は、H28年10月～H30年1月であるので、現時点では執行額ではなく助成額

*6 花沢の里保存会から静岡県ヘリテージセンターSHECに対して、伝建地区内の改修・修繕等の設計相談等について、継続的に依頼を受けた(H28.4.15)。H28年度から「まち医者」として継続的に関わっていく。設計相談は無料。改修等の事業が補助事業として内示を受けた段階で、施主と設計者(SHEC構成員)が設計・監理委託契約を締結する。静岡県ヘリテージセンターSHECは、景観整備機構の内部組織である。

*7 H30,H31の2ヶ年の調査。日本建築士会連合会が調査員個人に調査報酬等を支払う。



どこに、どのような歴史的建造物が、どのくらい、あるのか

静岡県の例

地域文化財専門家・研修において、
研修生が発見した
歴史的建造物のリスト化・データ化

+

指定・登録文化財を含めた
歴史的建造物の
Excel データによるリスト化

- A 国、県指定文化財(建造物、一部史跡)
- B 市町指定文化財 (---ここまでは自治体に保存の義務)
- C 登録有形文化財 (---ここまでは自治体に把握の義務) 325 件
- D 文化庁事業による各種調査
(近代化遺産2000年、近代和風2002年、近世社寺1979年、民家1973年)
- E 静岡県教育委員会「文化財建造物監理士・講習」に基づき詳細調査
- F 静岡県建築士会「地域文化財専門家・育成研修」において詳細調査
- G 評価等検討委員会により、H、Iのうち比較的優良と思われるもの
(写真による判断)、および同等の価値を有すると思われるもの 471 件
- H 文化庁事業による各種調査(近代化遺産、近代和風建築)で写真のみ掲載
- I Fの研修において挙げられたもの 548 件

A ~ I 1,344 件を、Excel データによるリスト化

どこに、どのような歴史的建造物が、どのくらい、あるのか

日本建築学会 歴史的建築総目録データベースとの共有化

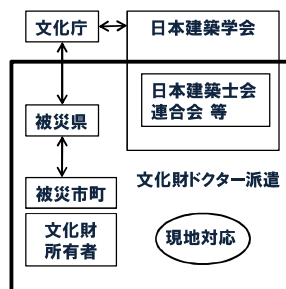
管理者・利用者の区分を明確にして、運用・活用
一般もアクセスできるが、非公開物件にはアクセス不可

- ① Administrator : 管理責任者
- ② Power User : 歴史的建造物リストを入力できる。3,4名
- ③ User : パスワードによりすべてにアクセスできる。
- ④ Guest User : ある目的のために許可された者
- ⑤ 行政: 防災・建築・景観・文化財。パスワードを与えてアクセス

歴史的建造物の名称、所在地、構造・規模、竣工年等
位置図、写真も入れ込み可能

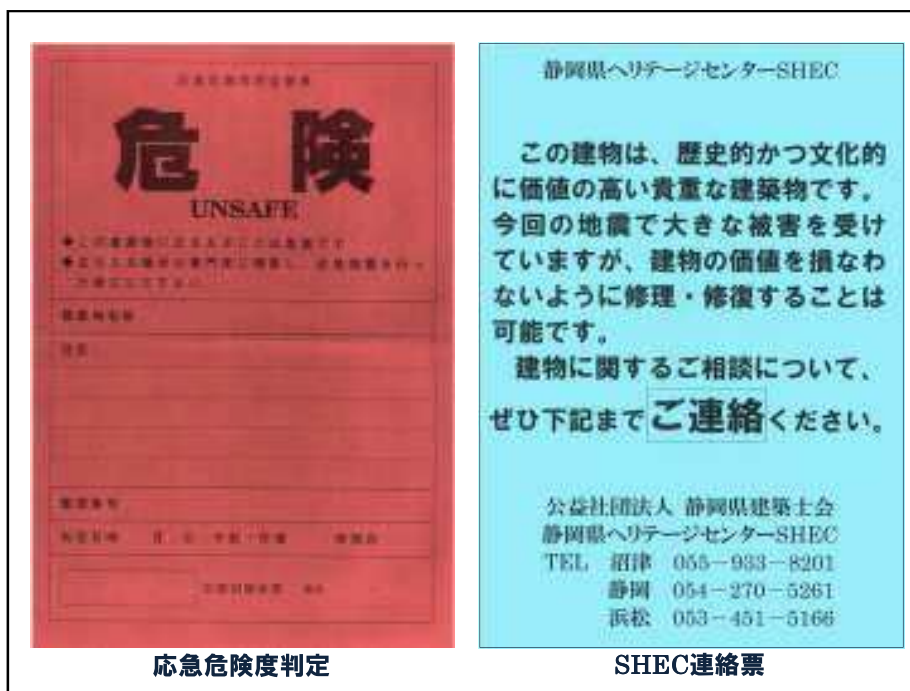
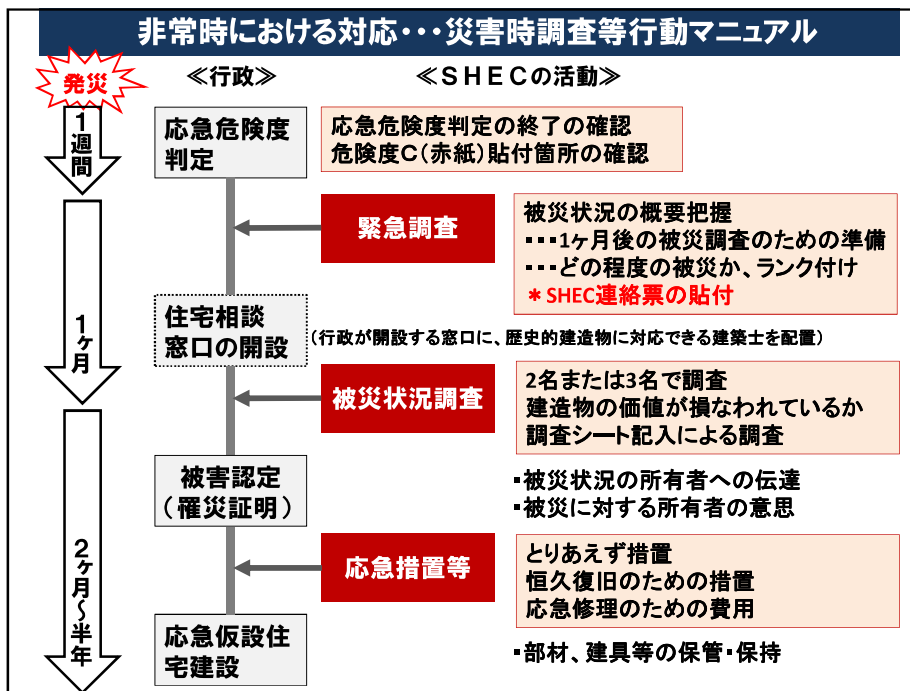
- 1 日本建築士会連合会と日本建築学会が協定を交わし、
- 2 各県建築士会にHMネットワーク組織がある場合に限り、
- 3 建築学会のデータベースを共有できる → パスワード発行

非常時における
文化財ドクター派遣の
受け皿にもなり得る



SHEC
文化財ドクターの受入れ
被災歴史的建造物の調査





近現代建築緊急調査 H28~



	発災後1週間	1ヶ月後	2ヶ月～半年後	恒久的
SHECの行動	<ul style="list-style-type: none"> センター長指示により安否確認 担当者の決定 緊急調査実施(被災概況把握) 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況調査の開始(2人1組) 解体を防ぐため所有者に要望 歴史的価値のある建物であることを掲示 応急復旧への協力 職人、行政と連携 	<ul style="list-style-type: none"> 恒久復旧のための調査・概算見積提示 材料、建具等の保管・保持 	<ul style="list-style-type: none"> 修復調査・設計・工事監理 文化財修復技術の取得 文化財建造物の調査・記録
その準備・課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定終了後の活動 緊急調査マニュアルの整備 事前の調査区域分担 センター長の指示がなくても行動できる体制 	<ul style="list-style-type: none"> 調査体制の確立 公費解体を防ぐ 平時から所有者とコンタクト 診断マニュアルの整備 平時の状態、建物の価値を把握しておく(写真等) 所有者の所在確認どうするか 調査員の確保ができるか 被災建物の部材の保管 	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の作成に必要な業種の手配 公費解体をどう防ぐか 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者との合意形成 平時から耐震補強を勧める 建物価値に応じた段階的対応 リストの精査 価値復旧マニュアルの整備
行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度の調査MAPを閲覧できる連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> SHEC調査員の身分証明 指定・登録文化財の調査 文化財レスキューとの連携 SHECと行政で協定を結ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財ドクターへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 県教委と歴史的建造物DBを共有する

歴史まちづくり・防災まちづくり・景観まちづくりのネットワーク

- ヘリテージマネジャーの認知、認定、登録、及び自己研鑽
地域文化財専門家・・・静岡県建築士会会長から修了証の交付
県教委の「協力」・・・認知はされている。
- ヘリテージマネジャーHM → SHEC構成員を増やすことと、地域一様な配置
- ヘリテージマネジャーHM → 自らの担当エリアの掌握、所有者と顔見知りの関係
- 広域連携・・・東海北陸ブロック、神奈川等近県との連携・ネットワーク
- 行政との連携を、さらに推し進める・・・県及び市町
 - ☆防災・危機管理担当課:災害時の活動・・・平常時から連絡・調整
 - ☆建築担当課:応急危険度判定→SHEC連絡票貼付の合意
 - ☆文化財担当課:指定・登録文化財だけでなく、広く歴史的建造物の認識共有
 - ☆景観・都市計画担当課:歴史的建造物は地域・まちの大切な資産
- 職人との深い連携を図る・・・協定書の締結

重要伝統的建造物群保存地区

伝建地区：117地区（2017年10月20日現在）

- 昭和50年（1975）制定…40年で110地区
- 市町村は、伝建地区保存のため条例を定め、必要な現状変更の規制について定める。さらに市町村は、伝建地区を都市計画として**指定**し、伝建地区内の保存を計画的に進めるため、地区ごとに保存計画を策定する。
- 国は、市町村からの申し出に基づき、重要伝統的建造物群保存地区として**選定**し、市町村の保存事業に対して財政援助（**補助**）する。
- 市町村が保存の主体となって、保存計画に基づき、保存・整備をすすめる。



焼津・花沢の里 重伝建地区の町医者として、HMが担う

